

選奨委員会規程

(平成 17 年 5 月 16 日制定)

(平成 27 年 4 月 20 日改正)

(平成 28 年 2 月 16 日改正)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

(目的)

第 1 条 本委員会は、選奨に関して検討・審議を行い、その結果を理事会へ答申することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本委員会に、委員長 1 名、幹事 1 名、委員若干名をおく。

2. 委員長は、前任総務理事とする。

3. 幹事は、後任総務理事とする。

4. 委員は、次のもので構成する。

ア) 企画戦略室長、前任会計理事、前任企画理事

イ) 理事である次期ソサイエティ会長

ウ) 委員長が指名する 若干名

(任務)

第 3 条 委員長は、会務を主宰する。

2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

(委嘱及び任期)

第 4 条 第 2 条 4. ウ) の委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

2. 理事である委員長、幹事、委員の任期は、指定役職在任期間とする。

3. 第 2 条 4. ウ) の委員の任期は 2 年とし、重任は妨げない。

(招集)

第 5 条 本委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

2. 委員長が欠けた時又は委員長に事故があるときは、幹事が本委員会を招集し、議長を務める。

(決議)

第 6 条 本委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員等を除く委員等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(経 費)

第 7 条 本委員会の経費は、学会共通費とする。

(その他)

第 8 条 本規程は、平成 17 年 5 月 16 日から施行する。なお、本規程の改訂は、理事会の承認を受けるものとする。

附 則 (平成 27 年 4 月 20 日改正)

1. 本改正は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 16 日改正)

1. 本改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 17 日改正)

1. 本改正は、改正日から施行する。